

平成 22 年度
包括外部監査結果報告書
<概要版>

第一部

市の保有する建物に関する事務執行状況について

第二部

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

神戸市包括外部監査人

公認会計士 井堂 信純

目 次

序 章	包括外部監査の概要	1
	I. 監査の種類	1
	II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
	III. 監査の対象	1
	IV. 事件を選定した理由	1
	1. 第一部について	1
	2. 第二部について	1
	V. 監査項目別の指摘事項及び意見の数	2
第一部	市の保有する建物に関する事務執行状況について	3
	I. 包括外部監査の結果	3
	1. 建物の管理について	3
	2. 普通財産の貸付状況の把握・管理について	3
	II. 包括外部監査の意見	3
	1. 将来の複式簿記の導入に向けての検討課題	3
第二部	公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について	4
	I. 包括外部監査の指摘事項及び意見	4
	1. 指摘事項及び意見の要約	4
	(1)利用者数について	4
	(2)料金収入について	5
	(3)収支状況について	7
	(4)指定管理者の選定について	9
	(5)満足度調査について	12
	(6)指定管理者候補者選定委員会の評価について	13
	(7)その他	13
別 添	指摘事項及び意見の一覧表	16

序 章 包括外部監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項並びに神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

第一部 市の保有する建物に関する事務執行状況について

第二部 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

III. 監査の対象

「神戸市公有財産表」、「年度間建物増減異動明細表」、「建物現在高表」より、建物の残高及び増減高（金額、m²）の重要性を考慮の上、神戸市（以下、「市」という。）の組織における下記の部局が所管する公有財産としての建物を監査対象とした。

【監査対象部局】

行政財政局、市民参画推進局、国際文化観光局、保健福祉局、環境局、産業振興局、建設局、都市計画総局、みなと総局、消防局、教育委員会事務局水道局、交通局

（注）国際文化観光局は、平成22年4月1日付で、市の組織変更により、市長室、市民参画推進局、産業振興局に編入された。これにより、同局の公有財産は、市長室以下各局の所管とされている。

IV. 事件を選定した理由

1. **第一部について**

「市の保有する建物に関する事務執行状況について」をテーマとし、市財産の保全、経済的・効率的な利用の観点から指摘並びに意見をすることは、大きな意義があると考えられるため、これを**第一部**において、特定の事件として選定した。

2. **第二部について**

「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について」をテーマとし、効率的かつ効果的な施設運営が行われているか、市の指定管理者に対する指導・監督は適切に行われているかという観点から指摘並びに意見をすること

は、大きな意義があると考えられるため、これを**第二部**において、特定の事件として選定した。

V. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監査項目	指摘事項	意見
第一部 市の保有する建物に関する事務執行状況について		
1. 建物の管理について	1	0
2. 普通財産の貸付状況の把握・管理について	2	0
3. 将来の複式簿記の導入に向けての検討課題	0	1
計	3	1
第二部 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について		
1. 利用者数について	5	0
2. 料金収入について	6	1
3. 収支状況について	4	4
4. 指定管理者の選定について	3	5
5. 満足度調査について	0	1
6. 指定管理者候補者選定委員会の評価について	0	1
7. その他	1	7
計	19	19
合 計	22	20

第一部 市の保有する建物に関する事務執行状況について

1. 包括外部監査の結果

包括外部監査の結果、指摘する事項は以下のとおりである。

1. 建物の管理について

[指摘事項一 1] (報告書 31 頁～36 頁)

建物台帳及び公有財産表が、実際の公有建物の増減及び在高を示していない事例が多数見受けられた。

- (1) 長年にわたって、建物台帳及び公有財産表に在高として掲載されていなかった建物
- (2) 平成 21 年度以前に取壊しを行ったが、建物台帳及び公有財産表に在高として掲載されていた建物
- (3) 用途廃止がなされ、「普通財産」となったにも関わらず、公有財産表上「行政財産」として掲載されている建物
- (4) 用途変更され、「行政財産」として使用されているが、公有財産表上「普通財産」として掲載されている建物
- (5) 実際の用途と公有財産表の財産区分が異なる建物
- (6) (財) 神戸市都市整備公社による先行整備後、市が買戻しを行っていない建物

2. 普通財産の貸付状況の把握・管理について

[指摘事項一 2] (報告書 37 頁)

神戸市公有財産規則で求められている普通財産貸付台帳の記録及び保管が不十分であり、統一的・網羅的な貸付建物の管理ができるようにフォーマットの統一や管理方法の明確化を行う必要がある。

[指摘事項一 3] (報告書 38 頁)

新規契約時の貸付料の減額又は免除を決定する際に、減額又は免除前の原則的な貸付料を決裁書に記載していない事例が散見された。

II. 包括外部監査の意見

1. 将来の複式簿記の導入に向けての検討課題

[意見一 1] (報告書 39 頁)

市は、将来の複式簿記の導入に向けて、建物管理システムの整備を図り、建物台帳に有用な情報を反映させる必要がある。

第二部 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

I. 包括外部監査の指摘事項及び意見

1. 指摘事項及び意見の要約

(1) 利用者数について

① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

ア. 神戸市立フルーツ・フラワーパーク [Aタイプ]

FFP ファミリークラブの会員になろうとする利用者が、仮に大人 4 名で来園し、入場窓口で入園料 2,000 円を支払って、入園後に総合案内所で FFP ファミリークラブへの入会手続（年会費 2,000 円）を済ますと、その日から会員特典が受けられ、入園料の 2,000 円が返還されることになっている。即ち、年会費を支払えば当日から無料入園できることになる訳である。これは過剰サービスである。せめて初回だけでも有料とし、2 回目以降が無料ということにしないと、正規の料金を支払って入園する人が余りにも不利であり、実質的に無料入場者数を増やすことになっているのではないか。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
産業振興局 神戸市立フルーツ・ フラワーパーク	(株) 神戸ワイン	[指摘事項-15]	144

② ①以外の事項

ア. 「踏入れ方式」による利用率

指定管理者制度を導入している施設では、1 日を「午前」・「午後」・「夜間」の 3 コマに分けて、コマ別に利用料金を設定している場合が多い。そのような施設では、1 日に 1 コマでも利用があれば、その日を 100% 利用として利用率を計算する方式（「踏入れ方式」と呼ばれている）を採用している場合もある。

しかし、「踏入れ方式」により計算される利用率は利用状況の実態を正確に反映しておらず、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がっていると考えられる。従って、利用率の計算においては、全コマ数に対する利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
全般	全般	〔指摘事項－4〕	34

イ. その他施設全般

施設の利用者数は、指定管理者候補者選定委員会の評価において、指定管理者の管理運営を評価する要素の一つになっている。したがって、利用者数は、客観的な証拠に基づいて把握する必要があり、また、料金収入を收受している有料利用者数とそうでない無料利用者数は、区分して把握する必要がある。

監査の結果、合理性に疑問が残る方法により利用者数を推計している例や参考情報に過ぎない施設のロビー利用者数を利用者数に含めて報告している例が散見され、市に報告される利用者数が、結果的に水増しされていたり、あるいは、指定管理者の管理運営評価の基礎としては相応しくないものが含まれている。

市は、指定管理者に対して、利用者数の把握の仕方を書面により明示し、利用者数を適切に報告するよう、指導・監督を強化すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
市民参画推進局 青少年会館	NPO法人こうべユースネット	〔指摘事項－8〕	56
市民参画推進局 神戸市勤労会館（本館）	(財) 神戸いきいき勤労財団	〔指摘事項－10〕	70
保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	(財) こうべ市民福祉振興協会	〔指摘事項－18〕	181

（2）料金収入について

① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

ア. 神戸市ものづくり復興工場〔Cタイプ〕

神戸市ものづくり復興工場の入居者の料金滞納は平成 10 年から発生しており、平成 22 年 3 月末での未収金は 186 百万円となっており、さらに平成 17 年度から平成 21 年度の間に不能欠損処理をした金額が 114 百万円である。市の債権管理が甘かったのではないか。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	(財) 神戸市産業振興財団	〔指摘事項－13〕	131

② ①以外の事項

ア. 青少年会館 [Fタイプ]

平成 21 年度の青少年会館の利用料金収入は 3 百万円であり、有料利用者は 11 千名である。他方、登録団体の会員である無料利用者は 63 千名と計算され、当該施設の利用は圧倒的に登録団体が多いということになっている。しかも、登録団体の受付は 2 か月前の月の初日であるが、一般団体（有料）の利用申込受付は 1 か月前の月の初日となっており、有料利用者の方が不利である。これでは、青少年会館は登録団体の会員に無料で使用させるために設置されているとしか考えられない。予約受付方法には改善すべき点がある。

また、受益者負担の原則に照らして、登録団体の会員からも 1 人当たり 100 円から 150 円位の使用料は徴収すべきではないか。個人からの徴収が困難であれば、200 以上の団体が登録しているのであるから年間 3 万円から 5 万円位の団体登録料の徴収を検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
市民参画推進局 青少年会館	NPO法人こうべユースネット	〔指摘事項－9〕	56
		〔意見－6〕	57

イ. その他施設全般

施設の利用料金については前払い制度が多く採用されているが会計年度の実際利用料金を算定する際の処理方法に統一性が欠けている。年度をまたがつての未収料金、前受料金の処理並びにその管理方法につき、一定のルールを定め正確性を高めるべきである。また、有料利用者数に見合う料金収入を收受し、市に報告しているかを検証する術がない例や市へ誤った金額の料金収入を納付し、報告している例があった。

市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入の整合性を容易に検証できる資料を整備するよう指導・監督すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
全般	全般	〔指摘事項－5〕	35
市民参画推進局 神戸市勤労会館（本館）	（財）神戸いきいき勤労財団	〔指摘事項－11〕	70
建設局 布引ハーブ園	清里ハイランドパーク（株）	〔指摘事項－20〕	248～249
建設局 北神戸田園 スポーツ公園	神戸電鉄（株）	〔指摘事項－21〕	281

(3) 収支状況について

① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

ア. 神戸市立フルーツ・フラワーパーク [Aタイプ]

当該施設は我が国がバブル経済の最盛期に約300億円を投入して建設されたもので、典型的な過大投資物件であり、市は毎年約7億円（指定管理料+利用料金収入）を負担している。

管理運営する（株）神戸ワイン（神戸市が93%を出資）は開園当初から（財）神戸みのりの公社と共同で管理委託を受託しており、引き続き平成18年度から単独で指定管理者となった。同社の平成19年3月期から22年3月期の決算は連続して赤字であり累積欠損金は44億円に達している。同社の収支予算書によると、当該施設で営業利益を獲得するのは大変難しいということが窺われる。

第2期の指定管理者公募要領では、「改修工事、大規模改修工事はすべて本市が行う。工事の必要性が生じた場合には、本市に依頼すること。本市は工事の依頼があった場合、計画の妥当性、必要性を判断し、予算の範囲内でこれを実施する」と記されている。

（株）神戸ワインが提出した事業計画書にも「フルーツ・フラワーパークは開園から16年が経過しており、施設・設備等の経年劣化が各所で見受けられる」と記述されている。当該施設がさらに大規模改修費が必要となった場合に、市は多額の予算を組んで、これを実施する必要性が有ると判断するのであろうか。施設の存廃をも含めた議論がなされるべきである。

所管部局及び施設名	指定管理者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
産業振興局 神戸市立フルーツ・ フラワーパーク	（株）神戸ワイン	〔意見-10〕	145～146

イ. 神戸市しあわせの村 [Bタイプ]

神戸市しあわせの村は、施設の老朽化が目立ちはじめており、利用者数及び料金収入を再び増加させるためには、近い将来、施設のリニューアルを検討する必要があるが、市の厳しい財政状況の中では、リニューアルコストの全てを賄うのは極めて難しいものと推察される。

施設のうち、民間による運営が可能な宿泊施設、温泉健康センター等については、法人格を有するSPCを事業主体としたPFI方式を活用することにより、事業者側の多様な資金調達を可能にし、また、実質的に事業を行うSPCへの出資者（設計会社、建設会社、維持管理会社、運営会社等）の責任範囲を限定することで、民間の資金、ノウハウを活用したリニューアルを行うべきである。

また、神戸市しあわせの村の施設運営コストは、指定管理者制度導入後、若干減少の傾向にあるが、コスト削減割合は高いとは言えない。福祉的配慮が求められる施設ではあるが、指定管理者が年額16億円にもなる施設運営コストの削減努力を十分に行って來たのかについては疑問である。

市が、施設別の収支実績報告入手し、予算実績比較を施設別に行った上で、業務の効率化に関する評価を行い、次のステップとして、市と事業者が一体となって、長期的に運営コストを削減する方策を検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No	報告書頁
保健福祉局 神戸市しあわせの村	(財)こうべ市民福祉振興協会	〔指摘事項－17〕	179～180
建設局 神戸市しあわせの森		〔意見－14〕	182～184

② ①以外の事項

ア. 施設全般

公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業（指定管理事業を含む）や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守もしていない。

また、指定管理者が市へ提出した実績報告書を確認した結果、精算方式を採用していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No	報告書頁
全般	全般	〔指摘事項－6〕	36
全般	全般	〔指摘事項－7〕	37
市民参画推進局 神戸市勤労会館（本館）	(財)神戸いきいき勤労財団	〔指摘事項－12〕	71

イ. 市営住宅〔シティハイツ以外：Cタイプ、シティハイツ：Dタイプ〕

第1期の指定管理者である神戸市住宅供給公社が団地毎の管理コストを正確に把握していなかった。

指定管理者制度の導入によりコスト削減の効果が達成されたか否かを適切に把握するため、今後、市は指定管理者に対して、市営住宅団地毎の管理コ

ストを可能な限り正確に把握するよう指導・監督すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
都市計画総局 市営住宅	(シティハイツ以外) 神戸市住宅供給公社 (シティハイツ) 大阪ガスセキュリティ サービス(株)	[意見一⑯]	310~311

ウ. 神戸アートビレッジセンター〔Dタイプ〕

当該施設は平成8年の設置から15年になるが、平成17年度以降の年間支出額は殆ど一定額となっている。その内容を分析すると割合に高コスト体質になっており、この施設で料金収入を飛躍的に増加させることが難しいことを考え合せると、市の負担も年間140百万円前後が今後も続くと予想される。

利用者数や料金収入が低迷している一方、経費支出は高コスト体質になっている。当初の設置目的に照らし、市の負担が地域の振興に寄与するためのコストとして妥当なのか再検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
市民参画推進局 神戸アートビレッジ センター	大阪ガスピジネスクリエイト (株)	[意見一⑧]	105

(4) 指定管理者の選定について

① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

ア. 神戸市立新長田勤労市民センター〔Aタイプ〕

市は、平成22年4月から平成26年3月までの指定管理者の公募に当たり、従前どおり市内5か所の勤労市民センターを一括して募集の対象施設としている。本年度の包括外部監査で指定管理料の各センター別の金額の開示を求めたところ、5施設一括の契約であるから、個別施設ごとの指定管理料は開示できないという回答であった。市が指定管理料を個別施設ごとに開示できないのなら、5施設一括の契約ではなしに、個別施設ごとの契約に改めて、個々の施設の収支が明瞭に把握できるようにすべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
市民参画推進局 神戸市立新長田勤労 市民センター(本館) 同別館(ピフレホール)	(財) 神戸いきいき勤労財団	[意見一⑦]	93

イ. 東灘区民センター〔Aタイプ〕

指定管理者の選定単位が 6 施設一括方式となっている。講座事業の内容や講座事業収支を（財）神戸市民文化振興財団で一括管理していることから一括方式となっているのではと思われる。6 施設それぞれの経営努力の結果責任を明確にするという観点から、1 施設 1 管理とすべきである。

また、公募の際、新規参入団体にとって講座事業と貸館事業を併せて行うこととは、参入障壁になっているのではないか。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
市民参画推進局 東灘区民センター	(財) 神戸市民文化振興財団	〔意見ー9〕	111

ウ. 神戸市ものづくり復興工場〔Cタイプ〕

第 2 期（平成 22 年 4 月より平成 26 年 3 月迄）の指定管理者選定にあたっては、2 団体から応募があり、それぞれ具体的な提案がなされた。

ところが、第 1 期の指定管理を受託していた（財）神戸市産業振興財団が提出した提案書類の枚数が制限枚数を超えていたとして第 1 次集計の得点から大幅に減点され、結果的にはそのことが原因で得点が逆転し、民間会社の神戸電鉄（株）が受託者に指定された。

枚数オーバーすればペナルティとして減点するという注意喚起も無く、枚数規定の根拠も明らかにせずに、結果的に失格と同じ扱いにしたということになり、何故このような裁定をしたのか大きな疑問が残る。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	(財) 神戸市産業振興財団	〔指摘事項ー14〕	132

エ. 神戸国際会議場・神戸国際展示場〔Bタイプ〕

国際展示場 3 号館の土地は市の公共用財産であるが、当該土地の上に（財）神戸国際観光コンベンション協会が平成 18 年 5 月に展示場施設用の建物を建設し、それを市が借り上げて、国際展示場 3 号館として開設したものである。

コンベンション協会は、国際会議場・展示場（1・2 号館）の施設につき平成 18 年 4 月より指定管理者を市より受託していたので、3 号館もそのまま、管理対象施設に追加した。市は、コンベンション協会に月額約 8 百万円の賃料を支払っているが、この賃料算定の際の基礎となった m^2 あたりの再建築費は 194 千円となっている。これに 3 号館の延べ床面積 5,068.71 m^2 を乗じると、983 百万円となる。即ち、市は約 10 億円の資金を調達して 3 号館を自ら建設し、公の施設として公募すべきところをコンベンション協会に建設させて、

年額約96百万円の家賃を支払っていることとなる。尚、この契約にはコンベンション協会が市に支払うべき地代は全く考慮されていない。市がコンベンション協会に仮に現在の賃料で家賃を支払続けると平成29年3月迄で1,048百万円を支払うことになり、11年弱で建設費相当額を支払ってしまうことになる。国際展示場3号館の建物は、市が建設し公の施設として指定管理者を公募するべきであった。

また、国際会議場と国際展示場というそれぞれ独立した2つの施設を対象として1つの指定管理施設としている。指定管理制度の趣旨からすると、1施設・1管理が望ましく、しかも国際会議場は慢性的な赤字状態が続いている、多額の黒字が見込まれている国際展示場と合算して数値を開示するのは、透明性の観点からしても問題がある。収益力のある施設と抱き合せの数字を公表しても問題の解決にはならない。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
産業振興局 神戸国際会議場 神戸国際展示場	(財) 神戸国際観光コンベンション協会	〔指摘事項-16〕 〔意見-10〕	162 163

オ. こうべまちづくり会館〔Aタイプ〕

指定管理業務のうち、まちづくり支援事業及び自主事業は、貸館事業とは異質の事業である。指定管理者である(財)神戸市都市整備公社が既に有している「まちづくりセンター」としての機能に基づく事業は公の施設を直接活用しての事業とは言えない。更に、自主事業の提案内容は指定管理者選定時の評価項目の一つとされているが、(財)神戸市都市整備公社がこれらを自主事業として提案するのであれば、指定管理者選定の際に有利となる恐れがある。指定管理業務の範囲を貸館業務に限定し、まちづくりに係る利用を優先しながらも施設を有効に活用するために、貸館業務の運営について広く指定管理の応募者を募るべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
都市計画総局 こうべまちづくり会館	(財) 神戸市都市整備公社	〔意見-20〕	321~322

② ①以外の事項

ア. 市営住宅〔シティハイツ以外：Cタイプ、シティハイツ：Dタイプ〕

第2期の指定管理者応募要領に記載の選定方法では、一つの地域で優先交渉権者となった法人等は、原則、他の地域において優先交渉権者となること

ができない旨が記載されている。市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の業者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
都市計画総局 市営住宅	(シティハイツ以外) 神戸市住宅供給公社 (シティハイツ) 大阪ガスセキュリティ サービス(株)	〔指摘事項-22〕	308~309

イ. 施設全般

指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることであり、市のホームページにおいても同様のことが謳われている。しかし、その実態は、指定管理者制度導入後も、多くの場合、市の外郭団体が引き続き指定管理者に選定されている。

市は、指定管理者制度の趣旨に立ち返り、民間事業者等がより参入しやすい選定手続へ見直すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
全般	全般	〔意見-2〕	38~40

(5) 満足度調査について

利用度満足度調査の多くは、指定管理者自らがアンケート用紙の配布、収集、分析等を行っていることから、調査結果には客觀性や信頼性が欠如している。

また、アンケート調査の結果は、施設の運営に肯定的な回答ばかりが目立ち、その割に利用者数が伸びておらず、単なる自己満足的、換言すれば、自画自賛をしているに過ぎないのではないか。

公平な第三者機関に委託し、客觀的な調査を実施し、それを分析することによって、効果的な満足度調査になるようにすべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
全般	全般	〔意見-3〕	41

(6) 指定管理者候補者選定委員会の評価について

平成21年度の指定管理者の管理運営に対する評価結果は、高評価に著しく偏っており、評価結果が今後の管理運営の向上に資する内容とはなっていない。適切に把握されているとは言い難い利用状況や、利用者が実際に感じた満足度よりも高く算定される「お手盛り」の満足度調査結果等を基礎とした評価を行っており、指定管理者候補者選定委員会の評価は市民にとって全く信頼出来ないものとなっている。

市は、評価対象項目に関連する情報を適切に把握又は算定することは勿論のこと、一般市民からモニターを募り、利用者の視点によるシビアな意見を入手し、実効性のある評価が行われるような体制を整備すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
全般	全般	〔意見一4〕	42~44

(7) その他

① 指定管理者が市の外郭団体の場合の特有の事項

ア. 森林植物園〔Aタイプ〕及び離宮公園〔Bタイプ〕

指定管理者制度に民間事業者等の独自の創意工夫とコスト削減努力が発揮されることを期待するのは必要ではあるが、他方、中・長期的な運営計画や高度な管理・監察体制に基づく継続的かつ安定的なサービスの提供が強く求められる施設も存在するのである。

森林植物園及び離宮公園は、4年後毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
建設局 森林植物園	(財) 神戸市公園緑化協会	〔意見一13〕	273~274
建設局 離宮公園	(財) 神戸市公園緑化協会		

イ. 神戸市立児童館（市社協が運営するもの）〔Aタイプ〕

児童館は、地域における子育て支援の拠点として、少子化対策や女性の社会進出のためには欠かせない施設であり、遊びを通じた児童の健全な成長を促し、また、保護者が安心して子供を預けることのできる体制を整備する必要がある

が、指定管理者制度の目的の一つであるコストダウンだけを追求した場合には、上記の理念に反し、サービスの質の低下を招きかねない。また、児童館の運営には、一定の専門性を備えた人材を継続的・安定的に確保する必要があると考えられる。

従って、神戸市立児童館は、コストダウンを重視する民間事業者を前提とした指定管理者制度に馴じまない施設であると考えられる。市においては、将来的に児童館のサービスの質の低下を招くことのないよう、児童館の役割に応じたより適切な施設の運営方法について検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
保健福祉局 神戸市立児童館（市社協が運営するもの）	(社福) 神戸市社会福祉協議会	〔意見ー15〕	196～199

ウ. 神戸市防災コミュニティセンター【Cタイプ】

休館日は別として、毎日、夜間に管理人を施設に配置する現行の管理体制は再考すべきである。

また、消防署の上階にあるため、限定的な利用しか出来ないにも関わらず、市が何故、当施設を設置したのかについては疑問である。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
消防局 神戸市防災 コミュニティセンター	(財) 神戸市防災安全公社	〔指摘事項ー19〕	211
		〔意見ー16〕	212

エ. 須磨海浜水族園【Cタイプ】

平成 22 年度から指定管理者が市の外郭団体から民間会社 3 社による特定業務共同事業体に変更された。同園には平成 22 年 3 月末の時点で 51 名の職員が勤務していたが、このうち新指定管理者に引き継がれたのは 30 名である。そのうち 16 名が 4 年間の有期契約職員で、残りの 14 名は契約社員の身分で新指定管理者に引き継がれたが、4 年先の雇用が不安定であることは事実である。指定管理者が交替する場合に、雇用が継続されないこととなる職員の処遇については十分な配慮がなされるべきである。

また、須磨海浜水族園に平成 12 年 5 月に開設されたアマゾン館は、(財) 神戸国際観光コンベンション協会が建設した建物を市が借り上げ、他の施設と一体で管理委託（現在は指定管理）の施設として供用しているものである。

市はコンベンション協会に対して賃料を払い続けており、開設以降、平成 22 年 3 月迄の支払総額は 6 億 1 千万円になる。賃料計算の根拠としている建物の再建築費用から逆算した取得価額は 6 億 7 千円強と推定されるので、あと

1～2 年で市の支払総額は取得価額に達することになる。本来は市が建設すべき施設を便宜的に外郭団体に依頼したのであれば、外郭団体が自治体の求めに応じて先行取得（或いは、整備）した後に買戻す際は、金利その他諸経費を上乗せするのと同様の計算により算出した金額で早急に買戻すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
産業振興推進局 須磨海浜水族園	(財) 神戸国際観光コンベンション協会	【意見ー⑫】	170
		【意見ー⑬】	171

② ①以外の事項

ア. 神戸市立図書館 [Fタイプ]

神戸市立図書館は、図書館司書等の専門職員により運営されているため、図書館以外への人材の配置転換が進みにくく、施設運営コストを全体として削減するのは、短期的には相当困難なものと考えられる。また、そもそも、神戸市立図書館には、選書や資料の収集など、教育・文化的に配慮が必要な業務が存在し、中・長期的な視点に立ち業務を行わなければ、サービスの低下を招きかねない。

従って、神戸市立図書館は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度に馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
教育委員会事務局 神戸市立図書館	神戸新聞・TRCグループ 他	【意見ー⑭】	234～239

イ. 「公の施設 調査表」

毎年「公の施設」に該当するか否かの見直しを行い、該当する施設については「公の施設の管理運営チェック」を行うとともに、「公の施設 調査票」を作成し、その検討資料を第三者が検証できるように適切に保管しておくべきである。

所管部局及び施設名	指 定 管 理 者	指摘事項及び意見No.	報告書頁
全般	全般	【意見ー⑮】	45

別添 指摘事項及び意見の一覧表

I. 第一部の指摘事項及び意見の一覧表

1. [指摘事項] の一覧

(1) 建物の管理について

指摘事項 No.	要 約	報告書 頁
[指摘事項－1]	建物台帳及び公有財産表が、実際の公有建物の増減及び在高を示していない事例が多数見受けられた。	31～36

(2) 普通財産の貸付状況の把握・管理について

指摘事項 No.	要 約	報告書 頁
[指摘事項－2]	神戸市公有財産規則で求められている普通財産貸付台帳の記録及び保管が不十分であり、統一的・網羅的な貸付建物の管理ができるようにフォーマットの統一や管理方法の明確化を行う必要がある。	37
[指摘事項－3]	新規契約時の貸付料の減額又は免除を決定する際に、減額又は免除前の原則的な貸付料を決裁書に記載していない事例が散見された。	38

2. [意見] の一覧

(1) 将来の複式簿記の導入に向けての検討課題

指摘事項 No.	要 約	報告書 頁
[意見－1]	市は、将来の複式簿記の導入に向けて、建物管理システムの整備を図り、建物台帳に有用な情報を反映させる必要がある。	39

II. 第二部の指摘事項及び意見の一覧表

1. [指摘事項] の一覧

(1) 利用者数について

指摘事項 No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－4〕	全般	全般	「踏入れ方式」による利用率は、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がるため、全コマ数にする利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。	34
〔指摘事項－8〕	各施設	市民参画推進局 青少年会館	青少年会館のロビー利用者数は参考情報であり、利用者数からは除外すべきである。	56
〔指摘事項－10〕	各施設	市民参画推進局 神戸市勤労会館(本館)	施設の利用者数のカウント方法は一定のルールを定めることによって精度を高めるべきである。	70
〔指摘事項－15〕	各施設	産業振興局 神戸市立フルーツ・フラワーパーク	FFP ファミリークラブ会員制度は、実質的に無料入場者を増やすことになっているのではないか。	144
〔指摘事項－18〕	各施設	保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	全ての施設で、利用申込書に利用予定者数を記載する欄を設け、現地確認するなどにより、可能な限り、実際利用者数を把握できるようにすべきである。	181

(2) 料金収入について

指摘事項 No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－5〕	全般	全般	市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入の整合性を容易に検証できる資料を整備するよう指導・監督すべきである。	35
〔指摘事項－9〕	各施設	市民参画推進局 青少年会館	青少年会館の予約受付方法は改善すべき点がある。	56
〔指摘事項－11〕	各施設	市民参画推進局 神戸市勤労会館(本館)	施設の利用料金収入の処理方法につき、一定のルールを定め正確性を高めるべきである。	70
〔指摘事項－13〕	各施設	産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	神戸市ものづくり復興工場の使用料等について多額の未収金が発生しており、市の債権管理が甘かったのではないか。	131

指摘事項 No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－20〕	各施設	建設局 布引ハーブ園	南ゲート料金所から規定料金を支払わずとも有料ゾーンに入園出来る状況が常態化し、合理性に疑問が残る計算方法により入園者数を推計していることから、指定管理者が料金収入を適切に徴収し、正確かつ網羅的に市へ納付しているか否かを事後的に検証することが出来ない。	248 ～ 249
〔指摘事項－21〕	各施設	建設局 北神戸田園 スポーツ公園	指定管理者が、市へ誤った金額の料金収入を納付し、報告している。	281

(3) 収支状況について

指摘事項 No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項－6〕	全般	全般	公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業（指定管理事業を含む）や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守していない。	36
〔指摘事項－7〕	全般	全般	指定管理者が市へ提出した実績報告書上、精算方式を採用していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。市は指定管理者に対し、間接費の配賦計算の基準を明確にするよう指導・監督すべきである。	37
〔指摘事項－12〕	各施設	市民参画推進局 神戸市勤労会館（本館）	指定管理を受託した団体は、自主事業を含めた全体の収支と受託事業及び自主事業の単独収支を団体の決算書との整合性を保持しつつ、明瞭開示に努めるべきである。	71
〔指摘事項－17〕	各施設	保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	市は、施設別の収支実績報告を入手し、予算実績比較を施設別に行った上で、業務の効率化に関する評価を行う必要がある。	179 ～ 180

(4) 指定管理者の選定について

指摘事項 No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
[指摘事項-14]	各施設	産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	指定管理者の選定手続に疑義がある。	132
[指摘事項-16]	各施設	産業振興局 神戸国際会議場 神戸国際展示場	国際展示場3号館は、市が建設し公の施設として指定管理者を公募するべきであった。	162
[指摘事項-22]	各施設	都市計画総局 市営住宅	市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の業者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。	308 ～ 309

(5) その他

指摘事項 No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
[指摘事項-19]	各施設	消防局 神戸市防災 コミュニティセンター	毎日、夜間に管理人を配置する現行の管理体制は再考すべきである。	211

2. [意見]の一覧

(1) 料金収入について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
[意見-6]	各施設	市民参画推進局 青少年会館	青少年会館の登録団体となれば施設利用料が無料であるというのは再検討すべきである。	57

(2) 収支状況について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
[意見-8]	各施設	市民参画推進局 神戸アートビレッジセンター	神戸アートビレッジセンターは、利用者数や料金収入が低迷している一方、経費支出は高コスト体質になっている。	105

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見-10〕	各施設	産業振興局 神戸市立フルーツ・フラワーパーク	フルーツ・フラワーパークは約300億円の初期の過剰投資に加え、その後の運営状況も悪く、市は毎年約7億円（指定管理料+利用料金収入）の負担をしている。施設の存廃をも含めた議論がなされるべきである。	145 ～ 146
〔意見-14〕	各施設	保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	神戸市しあわせの村のうち、民間による運営が可能な宿泊施設、温泉健康センター等については、SPCを事業主体としたPFI方式を活用することにより、民間の資金、ノウハウを活用したリニューアルを行い、その後は、市と事業者が一体となって、長期的に運営コストを削減する方策を検討すべきである。	182 ～ 184
〔意見-19〕	各施設	都市計画総局 市営住宅	今後、市は指定管理者に対して、市営住宅団地毎の管理コストを出来る限り正確に把握するよう指導・監督すべきである。	310 ～ 311

（3）指定管理者の選定について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見-2〕	全般	全般	市は、指定管理者制度の趣旨に立ち返り、民間事業者等がより参入しやすい選定手続へ見直すべきである。	38 ～ 40
〔意見-7〕	各施設	市民参画推進局 神戸市新長田勤労市民センター一本館 同別館(ピフレホール)	5勤労市民センターの一括契約は改めるべきである。	93
〔意見-9〕	各施設	市民参画推進局 東灘区民センター	市は（財）神戸市民文化振興財団と市民6区民センターの指定管理委託契約を一括契約している。1施設1契約とすべきである。	111
〔意見-11〕	各施設	産業振興局 神戸国際会議場 神戸国際展示場	慢性的な赤字施設と多額の黒字が見込まれている施設を合算して1つの施設として数値を公表するのは、透明性の観点から問題がある。	163
〔意見-20〕	各施設	都市計画総局 こうべまちづくり会館	指定管理業務の範囲を貸館業務に限定し、まちづくりに係る利用を優先しながらも施設を有効に活用するために、貸館業務の運営について広く指定管理業務の応募者を募るべきである。	321 ～ 322

(4) 満足度調査について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見-3〕	全般	全般	満足度調査については、公平な第三者機関に委託し、客観的な調査を実施し、それを分析することによって、効果的な満足度調査になるようにすべきである。	41

(5) 指定管理者候補者選定委員会の評価について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見-4〕	全般	全般	市は、評価対象項目に関連する情報を適切に把握又は算定することは勿論のこと、一般市民からモニターを募り、利用者の視点によるシビアな意見を入手し、実効性のある評価が行われるような体制を整備すべきである。	42 ～ 44

(6) その他

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見-5〕	全般	全般	毎年「公の施設」に該当するか否かの見直しを行い、該当する施設については「公の施設の管理運営チェック」を行うとともに、「公の施設 調査票」を作成し、その検討資料を第三者が検証できるように適切に保管しておくべきである。	45
〔意見-6〕	各施設	産業振興局 須磨海浜水族園	指定管理者が交替する場合に、雇用が継続されないこととなる職員の処遇については十分な配慮がなされるべきである。	170
〔意見-7〕	各施設	産業振興局 須磨海浜水族園	須磨海浜水族園の園内にあるアマゾン館は市が買い戻すべきものである。	171
〔意見-8〕	各施設	保健福祉局 神戸市立児童館（市社協が運営するもの）	神戸市立児童館は、コストダウンを重視する民間事業者を前提とした指定管理者制度に馴じない施設であると考えられる。市においては、将来的に児童館のサービスの質の低下を招くことのないよう、児童館の役割に応じたより適切な施設の運営方法について検討すべきである。	196 ～ 199
〔意見-9〕	各施設	消防局 神戸市防災 コミュニティセンター	消防署の上階にあるため、限定的な利用しか出来ないにも関わらず、市が何故、当施設を設置したのかについては疑問である。	212

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔意見-17〕	各施設	教育委員会事務局 神戸市立図書館	神戸市立図書館は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。	234 ～ 239
〔意見-18〕	各施設	建設局 森林植物園	森林植物園及び離宮公園は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。	273 ～ 274
		建設局 離宮公園		